

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第

4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年11月29日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

プール循環機室外排水管破損修繕工事

2 履行(納品)場所

旭区大池町66番地

万騎が原小学校

3 契約日

令和6年6月13日

4 履行日又は履行期間

令和6年6月14日から令和6年6月16日

5 契約金額

275,000 円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市中区南仲通3-31 株式会社 渡辺組

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和6年6月7日、プール循環機点検業者が点検を行い、プールから循環機に水を流したところ、循環機室脇より大量の水が溢れ出した。循環機室外部の排水管が破損したことが原因と考えられる。6月17日がプール開であったため、それまでに修理する必要があった。

8 契約の相手方の選定理由

令和5年度より校舎の建て替え工事を行っており、今回の排水管破損は工事の過で起こった事案であるため、修繕工事契約をした。

9 所管

万騎が原小学校